（申請書等への押印）

第三十五条の二　申請人又はその代表者が申請書に押印する場合には、登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

2　委任による代理人の権限を証する書面には、前項の印鑑を押印しなければならない。

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の三　［略］

（申請書に添付すべき電磁的記録）

第三十六条　［1～4　略］

［項を削る。］

5　前三項の方式の指定は、告示してしなければならない。

6　［略］

（登記事項証明書の有効期間）

第三十六条の二　申請書に添付すべき登記事項証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

（記載の文字）

第四十八条　［略］

2　金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載するには、アラビア数字を用いなければならない。ただし、縦書きをするときは、「壱、弐、参、拾」の文字を用いなければならない。

3　［略］

（商号の譲渡の登記等の添付書面）

第五十二条の二　法第三十条第一項及び法第三十一条第一項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と当該譲渡人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

（商号の譲渡又は相続の登記）

第五十二条の三　［略］

（添付書面）

第六十一条　［1～3　略］

4　設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したこと（成年後見人又は保佐人が本人に代わつて承諾する場合にあつては、当該成年後見人又は保佐人が本人に代わつて承諾する場合にあつては、当該成年後見人又は保佐人が本人に代わつて就任を承諾したこと。以下この項において同じ。）を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑についても、同様とする。

［5・6　略］

［条を加える。］

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の二　［同上］

（申請書に添付すべき電磁的記録）

第三十六条　［1～4　同上］

5　前項の場合において、当該作成者が印鑑の提出をした者であるときは、当該電磁的記録に記録すべき電子証明書は、同項第一号イに掲げる電子証明書に限るものとする。ただし、第三十三条の三各号に掲げる事項がある場合は、この限りでない。

6　第二項から第四項までの指定は、告示してしなければならない。

7　［同上］

（登記事項証明書等の有効期間）

第三十六条の二　申請書に添付すべき登記事項証明書及び登記所が作成した印鑑の証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

（記載の文字）

第四十八条　［同上］

2　金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載するには、「壱、弐、参、拾」の文字を用いなければならない。ただし、横書きをするときは、アラビヤ数字を用いることができる。

3　［同上］

［条を加える。］

（商号の譲渡又は相続の登記）

第五十二条の二　［同上］

（添付書面）

第六十一条　［1～3　同上］

4　設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。

［5・6　同上］